

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年2月14日

**【四半期会計期間】** 第32期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

**【会社名】** 株式会社アルメディオ

**【英訳名】** ALMEDIO INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 飯沼芳夫

**【本店の所在の場所】** 東京都東村山市栄町二丁目32番地13

**【電話番号】** 042(397)1780

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長 高柳光正

**【最寄りの連絡場所】** 東京都東村山市栄町二丁目32番地13

**【電話番号】** 042(397)1780

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長 高柳光正

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第31期 第3四半期 連結累計期間		第32期 第3四半期 連結累計期間		第31期	
		自 至	平成22年4月1日 平成22年12月31日	自 至	平成23年4月1日 平成23年12月31日	自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日
売上高	(千円)		1,921,432		1,671,562		2,587,041
経常利益又は経常損失( )	(千円)		57,657		221,618		81,661
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失( )	(千円)		22,675		111,445		51,171
四半期包括利益又は包括利益	(千円)		10,852		120,000		42,193
純資産額	(千円)		4,552,158		4,415,783		4,583,500
総資産額	(千円)		5,196,038		5,072,009		5,245,648
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期 純損失( )	(円)		4.74		23.37		10.71
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)						
自己資本比率	(%)		87.6		87.1		87.4

回次		第31期 第3四半期 連結会計期間		第32期 第3四半期 連結会計期間	
		自 至	平成22年10月1日 平成22年12月31日	自 至	平成23年10月1日 平成23年12月31日
1株当たり四半期純損失( )	(円)		4.43		10.46

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第31期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による電力供給やサプライチェーンの制約などにより企業の生産活動は一時大きく低迷したものの、その後これら厳しい状況を克服し、震災復興需要が広がるなど景気は持ち直しの動きで推移しました。しかしながら、円高が長期化し、欧州債務問題による世界経済の下振れ懸念が高まる中で、景気は足踏み状態となっております。

当社グループの関連する情報家電業界は、平成23年7月に被災3県を除き地上波テレビ放送が完全デジタル化されたなかで、薄型テレビ、Blu-ray Disc（以下「BD」）レコーダー、関連PCなどの販売が概ね堅調な推移となりました。また、カーオーディオ・カーナビ等の車載機器は、震災による自動車産業の減産等により一時需要が急減したもののサプライチェーンの復旧が進み足下では回復基調で推移しました。しかし、長引く国内の景気低迷と震災による生活防衛意識の高まり、海外景気の下振れ懸念、或いは廉価製品のニーズが高い新興国需要の増加等を背景に情報家電製品の市場価格は下落傾向にあり、さらに円高も加わるなかで企業の収益性低下は鮮明になりつつあります。

このような状況下で、タイの洪水被害が平成23年10月以降拡大し、現地製造の電子部材等のサプライチェーンが分断され、震災から回復途上の企業の生産活動に停滞を余儀なくさせています。

また、音楽映像業界においては、音楽CDの需要減少が引き続き進行し、映像ソフトにおいても、DVDからBDへの置き換えという構図の中で全体需要は概ね横這いで推移しており、厳しい事業環境が継続しております。

一方、断熱材事業に関する各種工業炉用炉材の関連市場は、鉄鋼需給において国内の粗鋼生産が自動車を主体とした製造業向けによって回復基調を示しており、海外でも中国を主体に需要が高水準で推移していることから、鉄鋼、自動車鋼板或いは半導体などの製造業向けに各種工業炉用炉材の需要は旺盛となっております。

このような環境のもと当社グループは、新規顧客開拓と既存顧客への拡販に向けたマーケティング活動に重点指向し取り組んでまいりましたが、収益は伸び悩み、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高16億71百万円（前年同四半期比13.0%減）、営業損失2億19百万円、経常損失2億21百万円、四半期純損失1億11百万円となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

### テストメディア事業

当事業は、オーディオ・ビデオ機器やコンピュータ周辺機器等の規準及び調整用テストディスク等の開発・製造・販売を行う「テストメディア」と、DVDベリフィケーションラボラトリ及びBDテストセンターとしての認証テスト及び各種ディスクの特性テスト受託等を行う「テストング」が含まれます。

テストメディアは、震災後、自動車産業の減産やサプライチェーンの制約から大きく落ち込んでいた車載機器及びAV機器等の生産量が徐々に回復の兆しを見せながらも、歴史的な円高が続く中で新興国向け廉価製品へのシフト等を背景に、顧客メーカーは生産工程の見直しを含めた一層のコスト削減を進めており、需要が低迷する中で、タイの洪水被害の影響により生産調整の動きが拡大し、売上は前年同四半期比を大幅に下回り低迷しました。

テストングは、ハード機器関連の評価受託などテストアイテムの拡充を図りながらサービス展開を図ったものの、受託件数が伸び悩み、売上は前年同四半期を下回る低調な結果となりました。

以上により、テストメディア事業の売上高は4億38百万円（前年同四半期比49.1%減）となりました。

### クリエイティブメディア事業

当事業は、CD・DVD・BDのOEM製造・販売を行っております。

クリエイティブメディアは、震災に配慮した業界の活動自粛は緩和に向かったものの、音楽CDを中心とした作品の減少等を背景に受注環境全体は低調な推移となり、DVD・BD受託も伸び悩んだことから売上は前年同四半期を下回る結果となりました。

以上により、クリエイティブメディア事業の売上高は7億59百万円（前年同四半期比11.8%減）となりました。

### 断熱材事業

当事業は、連結子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司において、電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売を行っております。

阿爾賽は、中国国内を中心とした各種工業炉用炉材など耐火材料の旺盛な需要に対応し、売上は前年同四半期を上回る推移となりました。

以上により、断熱材事業の売上高は4億70百万円（前年同四半期比137.2%増）となりました。

### その他事業

当事業は、光メディア用計測器等の開発・製造・販売を行っております。

その他事業は、小規模ながらDVD用計測器等の販売を行いました。

以上により、その他事業の売上高は3百万円（前年同四半期比195.6%増）となりました。

## (2) 財政状態

当第3四半期連結会計期間末における総資産は現金及び預金の減少等により、前連結会計年度末と比較して1億73百万円減少し、50億72百万円となりました。負債は賞与引当金の減少等により5百万円減少し、6億56百万円となりました。純資産は、四半期純損失の計上及び配当金の支払に伴う利益剰余金の減少等により1億67百万円減少し、44億15百万円となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに発生したものはありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条3号に掲げる事項）は次のとおりです。

今日の国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得（いわゆる非友好的企業買収）が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても株主共同の利益に資するほか、お客様をはじめとする当社のステークホルダーの利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、企業買収には行為者が自己の利益のみを目的とするもの、会社の企業価値を毀損することが明白であるもの等、不適切なものも少なくありません。

このような状況を鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、中長期的な企業価値向上に集中的に取り組む、当社株主共同の利益を向上するためには、不適切な企業買収に対して、相当かつ適切な対応策を講ずることが必要不可欠であると判断し、当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為（以下、総称して「買収行為」といいます。）に対する措置として、平成18年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みのひとつとして、「当社の企業価値及び株主共同の利益向上のための取組み」の導入を決議し、平成18年6月27日開催の株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、平成19年6月25日開催の定時株主総会において、当該取組みの名称を「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）に変更する等の修正を行った上で、これを継続することについてご承認をいただいております。その後、毎年、毎年の定時株主総会において、所要の修正を行った上で、その継続についてご承認をいただいております。

そして、この度、当社は現在の当社を取り巻く事業環境を踏まえ、本基本方針の重要性に鑑み、引き続き本基本方針を継続することにつき、平成23年5月16日開催の当社取締役会において決議し、平成23年6月24日開催の株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

## 本基本方針の概要

・ 当社企業価値の源泉 ～テストメディア事業者としての中立性・公正性への信頼～

当社及びその子会社（以下、単に「当社」といいます。）は、AV・PC関連機器等の規準や調整のために用いられるテストメディアの開発・製造・販売を行うテストメディア事業と、その応用事業である音楽CDや映像用DVDのOEM製造を行うクリエイティブメディア事業とを、その基幹事業としております。

その中でも、特に前者のテストメディア事業は、当社が昭和56年5月18日に設立された際の事業目的そのものであって、当社設立以来、25年以上にわたり当社の発展を支えてきた当社の主幹事業であるといえます。

このテストメディア事業を遂行していくにあたって最も留意しなければならない点は、テストメディア事業者としての中立性・公正性の確保に他なりません。すなわち、テストメディア事業とは、PC用ドライブ等のPC関連機器、オーディオ用のCD・MD・DVDプレーヤ等のAV機器の調整や国際的な互換性を維持することを目的として、品質規格の規準となるディスク等を開発・製造し、供給する事業のことを指すところ、このような規準となるべきディスク等が、ある特定のメーカーが製造する関係機器の特定の仕様にのみ適合的であったり、逆に、ある特定の仕様にのみ不適合であるような事態が生じた場合には、そもそも「規準」としての存在価値に疑問を抱かれてしまう結果、テストメディア事業そのものが立ち行かなくなってしまうこととなります。

したがって、テストメディア事業にとって、その中立性・公正性の確保は絶対的に要請されるのであって、これらに対するPC関連機器・AV機器製造業者（以下「各機器製造業者」といいます。）からの信頼を獲得してこそ、この事業の継続性・収益性が保たれ、これを主幹事業とする当社の経営の安定性が保たれることとなります。

先述の通り、当社は、昭和56年以来主幹事業としてテストメディア事業を営んできておりますが、この時期は、丁度カセットテープが世に広く浸透し、さらに、CD等のデジタルオーディオが普及・発展し始めた時期と重なります。すなわち、当社は、これらのメディアの普及・発展の過程を通じてテストメディア事業者としての地位を築き上げ、保ち続けているのであって、これは、裏を返せば、当社のテストメディア事業者としての中立性・公正性が確保され、これに対する各機器製造業者等からの信頼感を当社が獲得してきたことを意味します。

そして、現在においては、当社に対する各機器製造業者からの信頼の高さは極めて高いものとなっており、その信頼の高さは、テストメディア事業市場における当社の高度の占有率という具体的な結果となっており、現れております。

このように、当社は、テストメディア事業者として中立性・公正性を確保し、これに対する各機器製造業者からの信頼を獲得し得たからこそ、テストメディア事業者としての現在の地位を築くことができたのであり、当社の企業価値の源泉が、テストメディア事業者としての中立性・公正性と、これに対する各機器製造業者からの信頼にあることは、疑いようがありません。

当社は、当社の企業価値の源泉がその点にあることを肝に銘じ、その維持・向上に努め、さらなる企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めていく所存です。

#### ・当社企業価値の確保・向上に向けた取組み

以上述べた通り、当社の企業価値の源泉は、テストメディア事業者としての中立性・公正性と、これに対する各機器製造業者からの信頼にあります。その信頼があつてこそ、テストメディア事業市場における当社の高度の占有率が実現・維持され、当社の収益が具現化されるわけです。しかし、「中立性・公正性」というものは、放っておいても自然と実現・維持されるものではありません。「中立性・公正性」の確保という明確な方針の下に、それを実現・維持する努力を継続的に行なっていく必要があります。また、「中立性・公正性」に対する各機器製造業者からの信頼を獲得するためには、単に「中立性・公正性」を確保するだけでは十分ではなく、一企業として健全か否か等といった企業としての一般的な評価をも向上させる必要があります。

そこで、当社は、「中立性・公正性」に関するこのような特性に鑑み、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を実現すべく、以下のような取組みを行っております。

#### ・サードパーティとしての地位の確立

テストメディア事業者としての「中立性・公正性」を確保するためには、ある特定のメーカーが製造する関係機器の特定の仕様にのみ適合的なテストメディアを開発・製造・供給しないということは当然のことですが、これに加えて、外形上、特定のメーカーに傾注しているのではないかと疑わせるような事情を排除しておくことも、また必要不可欠です。

そのため、当社は、創業以来、どの企業グループ・メーカーにも属することなく中立・公平の立場を守り続け、事業の独立性が確保され他社からの影響が遮断されたサードパーティとして、テストメディア事業を展開してまいりました。

このサードパーティたるポジショニングは、テストメディア事業者である当社の最大の特徴であり、当社のテストメディア事業者としての「中立性・公正性」の確保とこれに対する信頼の獲得について、ひいてはテストメディア事業市場における当社の高度の占有率の獲得について、極めて大きく寄与してきたものと自負しております。

当社は、かかる取組みを今後も継続し、テストメディア事業者としての「中立性・公正性」とそれに対する信頼を、名実ともに維持・向上させてまいります。

#### ・すべての規格を対象とした公平な事業展開

テストメディア事業者としての信頼を得て、しかも高度の市場占有率を獲得した今日において、当社は、新規格のメディアが開発された場合においても、これに関するテストメディアを開発・製造し、これを市場に供給する役割を担っております。

その結果として、例えば、ある同種のメディアに関していわゆる規格競争が繰り広げられている場合に、当社が、いずれか一方の規格についてのみテストメディアを開発・製造・供給するといった行動に出ると、他方規格を推進する各機器製造業者に対し、当社が一方の規格を推奨する各機器製造業者に肩入れをしているとの印象を与えてしまう結果、当社のテストメディア事業者としての「中立性・公正性」に強い疑問を抱かせてしまい、当社の企業価値の源泉を毀損する危険性が極めて高まるといえます。

そこで、当社は、創業以来、特定のメディア規格にのみ偏向・傾注することはせず、すべてのメディア規格に対して、テストメディアを公平に開発・製造し、供給してまいりました。

最近話題になった規格競争としては、いわゆる次世代DVDの規格を巡るBlu-ray DiscとHD DVDの規格競争が挙げられますが、当社は、この規格競争の際にも、両規格にそれぞれ対応したテストメディアを開発・製造し、供給してまいりました。

今後も規格競争が技術の進歩とともになされる可能性があります。当社は、そうした取組みを通じて、今後も、テストメディア事業者としての中立性・公正性を、維持・向上させ、より一層の信頼を得られるよう、努力してまいります。

#### ・中期経営計画ローリングとその実現のための緊急対応策の実施

当社は、短期的な視点にのみ囚われて、中・長期的な視点を見失い、これによって当社の企業価値の源泉であるテストメディア事業者としての中立性・公正性に対する信頼感を失うことがないように、平成20年5月15日付けで当社の経営に係る中期経営計画ローリングを策定し、今後の当社の事業展開の展望を明らかにすることで、自らを律して参りました。

この点に関しまして、当社は、平成21年5月15日付けで、昨今の厳しい経済情勢に鑑み、中期経営計画ローリングを一時凍結し、当社の業績を回復させるべく緊急対応策を執り行う旨公表し、昨年と同様の緊急対応策を継続してまいりました。

これにより、当社の業績は持ち直し、中期経営計画ローリングを実現するために必要となる最低限の条件・土台が整ってまいりましたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震という未曾有の大震災により、日本経済全体の先行きが見通せなくなり、当社においても、既に同月15日に公表いたしておりますとおり、人的・物的な被害こそなかったものの、電力不足やサプライチェーンの混乱が長期化する可能性があることなどから、今後の事業活動に対する見通しが不透明な状況となっております。

そのため、当社は、当初予定していた本年度の中期経営計画ローリングの公表を差し控えることにいたしました。当社として中期経営計画ローリングを放棄したわけではなく、今後も、中期経営計画ローリングを踏まえつつ、中・長期的な視点から、当社の企業価値の源泉であるテストメディア事業者としての中立性・公正性に対する信頼感を高めていけるよう、努力し続ける所存です。

#### ・社会貢献への取組み

当社に対する信頼感を確保・向上させていくにあたっては、当社による社会に対する貢献という視点も、欠かすことはできません。当社の社会貢献は、当社の社会的評価に直結し、最終的には、信頼に値する企業であるとの評価を当社に対してもたらしめます。

そこで、当社は、社会貢献のひとつとして「環境保全」を掲げ、ISO14001を取得し、これを経営者及び全社員が認識し、取り組んでいくことによって、社会全体の利益貢献に努めております。

当社は、かかる社会貢献活動をも実施して、当社のテストメディア事業者としての信頼感を、さらに高めてまいります。

#### ・コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、対外的な施策だけでなく、当社内部の経営の健全性の確保と透明性を高めることも、当社のテストメディア事業者としての信頼感を高める一助になるものと考えております。

そのため、当社は、監査役3名全員を、会社法第2条第16号に定める社外監査役とし、また、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員（以下「独立役員」といいます。）として届出を行っており、これらの社外監査役による経営の監視及び内部監査担当部署による各部門への監査の充実を図り、経営に対する監視の強化を図ることで経営の健全性の確保に努めるとともに、中期経営計画の毎期開示、株主総会後の経営近況報告会の開催、ホームページ上における情報開示の充実等、IRを強化するなどして、当社の経営の透明性の向上に取り組んでおります。

#### ・本基本方針について

##### ・基本的な考え方

今日の国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得（いわゆる非友好的企業買収）が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するほか、お客様をはじめとする当社のステークホルダーの利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、先述の通り、当社の企業価値の源泉は、テストメディア事業者としての中立性・公正性の確保と、これに対する信頼感にありますところ、当社を買収しようとするものの中には、その目的・方針からして、企業価値を毀損する危険性のあるものが存在します。

例えば、買収者が、いわゆるグリーンメーラーであったり、焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収等により、短期的な利益の獲得を意図している場合はもちろんのことですが、当社のテストメディア事業者としての性格上、当社を特定の各機器製造業者グループに所属させることを意図している場合や、当社をして特定の規格に対するテストメディアのみ開発・製造させ、供給させることを意図している場合などにおいても、それが実現されれば、当社のテストメディア事業者としての中立性・公正性が疑われることになることから、当社の企業価値が大いに毀損されるであろうことは明らかです。

また、買収者がかような意図を有しているか否か不明である場合、すなわち、買収者が株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない場合には、株主の皆様当該買収者による当社の経営支配権の取得が当社の企業価値を損なうのではないかと疑念を抱かせることとなり、結果的に、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの適切な判断を妨げることとなります。

そのため、かかる買収者についても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に必要な前提を欠く不適切な買収者と評価せざるを得ません。

現在、当社が具体的にこのような買収に直面している事実はありませんが、当社としては、当社の企業価値を毀損するような不適切な企業買収に対して、相当な範囲で適切な対応策を講ずることが、当社の企業価値、ひいては当社株主共同の利益を確保・向上するうえで必要不可欠であると判断し、この度、平成23年6月24日開催の第31期定時株主総会において、出席された株主の皆様議決権の過半数の賛成をいただけることを条件として、本基本方針の継続を決定致しました。

本基本方針の継続は、当社特別委員会の委員にご就任いただいている独立役員である社外監査役全員からの賛同を得た上で、平成23年5月16日開催の当社取締役会において決定されたものでありますが、当該取締役会においては、独立役員である社外監査役3名が全員出席し、いずれの監査役も、具体的な運用が適正に行なわれることを条件として本基本方針に賛成する旨の意見を述べております。

また、当社は、本基本方針の継続について株主の皆様意向を確認するために、平成23年6月24日開催の第31期定時株主総会において、株主の皆様過半数のご賛成をいただき、本基本方針の継続は承認されました。

## ・目的

本基本方針は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為（以下、総称して「買収行為」といいます。）を行おうとする者（以下「行為者」といいます。）に対して、行為者の有する議決権割合を低下させる手段を講じる旨の事前警告を発することにより、当社企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するような買収行為（以下「濫用的買収」といいます。）を防止するための対抗策を講じることを目的としております。

また、併せて、株主の皆様に対し、買収行為が当社企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものかどうかを適正に判断するために必要となる情報と時間を十分に提供し、かつ、当社取締役会と行為者との交渉または買収行為に対する当社取締役会の意見・代替策を提供する機会を確保することにより、株主の皆様の判断機会を保証し、誤解・誤信に基づいた買収行為への応諾を防止するための対抗策を講じることをも、目的としております。

## ・スキーム

本基本方針は、事前警告型プランで、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっているとともに、当社が対抗策の発動として無償で割当てる新株予約権の内容について、当該新株予約権を当社の株式等<sup>1</sup>と引換えに当社が取得できる旨の取得条項を付すことができるとされているに過ぎないなど、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に配慮した内容となっております。

### (1)概要

当社取締役会は、行為者に事前に遵守を求めるルール（以下「事前遵守ルール」といいます。）と、株主の皆様の判断機会を保証し、株主の皆様の誤信・誤解及び濫用的買収を防止するために対抗策の発動対象となるか否かの基準（以下「評価基準」といいます。）を予め公表します。

そして、特別委員会が、本基本方針の手続を主体的に運用し、当社株式の買付けに関する評価と対抗策の発動を当社取締役会に勧告するか否かの判断を行います。

特別委員会は、買収行為を評価した結果、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞（おそれ）と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限り、）。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができるものとします。

当社取締役会が定める事前遵守ルールと評価基準の概要は次の通りです。

#### <事前遵守ルール>

イ．行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、( )当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、行為者及び行為者グループ<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付けその他の取得をする前に、または( )当社が発行する株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>7</sup>及び行為者の特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。

<sup>1</sup>会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式等をいいます。

<sup>2</sup>金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

<sup>3</sup>金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。

<sup>4</sup>金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

<sup>5</sup>金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

<sup>6</sup>金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

<sup>7</sup>金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

<sup>8</sup>金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

- ロ．買収行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める以下の情報を提供すること。
- ・行為者及び行為者グループの概要
  - ・買収提案の目的・買収価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称及び概要
  - ・行為者が意図する経営方針及び事業計画
  - ・行為者の経営方針及び事業計画が当社株主の皆様と与える影響とその内容
  - ・行為者の経営方針及び事業計画が株主の皆様以外の当社ステークホルダーと与える影響とその内容
  - ・その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報
- (なお、特別委員会は、行為者が提供した情報では買収行為に対する特別委員会の意見形成をするために不十分であると判断する場合には、当社取締役会を通じて、追加の情報提供を求めることがあります。また、当社は、特別委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した場合には、行為者に対して、その旨を通知(以下「情報受領通知」といいます。)します。)
- ハ．特別委員会が買収行為を評価する評価期間が満了し、その旨の情報開示をするまでは、行為者は従前の当社株式保有数を増加させないこと。

特別委員会の評価期間(行為者が情報受領通知を受領した日から起算)

買収の対価が現金(円貨)の場合 最大で60日以内

その他の場合 原則として90日以内

(ただし、必要に応じ、延長することがあります。かかる場合には、適宜その旨、延長後の期間及び延長を必要とする理由その他特別委員会が適切と認める事項について情報開示します。また、延長した場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価する期間が満了した場合には、速やかに、その旨の情報開示をします。)

<評価基準>

イ．行為者が事前遵守ルールをすべてを遵守しているとき

ロ．以下の濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき

(a) 強圧的買収類型

いわゆるグリーンメーラー・焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収等

(b) 機会損失的買収類型

(c) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型

(d) その他、上記各類型に準じる買収類型

(2)発動

当社取締役会が対抗策を発動する場合は、当社経営陣からは独立した社外監査役、外部有識者などから選任された委員で構成される特別委員会が中立かつ公平に発動の適正性を審議・勧告し、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ発動についての最終的な決定をします。

特別委員会は、対抗策の発動または不発動を勧告した場合、当該勧告の概要その他特別委員会が適切と認める事項について、勧告後速やかに、情報開示を行うものとし、また、当社取締役会は、対抗策の発動または不発動を決定した場合には、速やかにその旨の情報開示をすることとします。

なお、当社取締役会は、対抗策の発動決定後であっても対抗策の発動が不要になったと判断される場合は効力発生日前に限り対抗策の発動を撤回することがあります。かかる場合、取締役会は、対抗策の発動を撤回した旨その他取締役会が適切と認める事項について、撤回後速やかに、情報開示を行います。

### (3) 廃止

本基本方針は、導入後、毎年の定時株主総会の終結の時までを有効期間とし、定時株主総会において株主の皆様が本基本方針の継続、見直し、廃止について諮ることとしています。また、有効期間内であっても、臨時株主総会等において株主の皆様の過半数が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合、または取締役会において過半数の取締役が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合には、本基本方針を随時、見直しまたは廃止できることとします。かかる場合、取締役会は、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な情報開示を行います。

### (4) 本基本方針の合理性を高めるための工夫

当社取締役会は、行為者から十分な情報、時間、交渉機会が提供され、あわせて買収行為が濫用的買収に明らかに該当しないと特別委員会が判断する限り、対抗策を発動することはありません。その意味において、当社取締役会は、行為者に対して、企業価値向上に資するか否かについて特別委員会が判断するに足る十分な情報の開示と、十分な考慮のための時間、説明や交渉機会の確保を求めます。

当社取締役会は、買収行為が真に当社の企業価値向上に資するようなものであれば行為者が事前遵守ルールを遵守し、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報提供、説明などが可能であり、また、このような買収行為に対して当社取締役会が企業価値のさらなる向上のために現に経営を担う側としての代替案を提示することにより、情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるものと判断します。

他方、買収行為が当社の企業価値向上に資する提案のように表面上装われた実質的な濫用的買収であれば、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報や説明が行為者から提供される可能性は極めて低く、当社株主共同の利益向上を図るために必要がある場合には、対抗策を発動することができるものとしておく必要があるものと判断します。

このような措置を講ずることによって行為者の真意が明らかとなり、同時に行為者、当社取締役会双方からの情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるだけでなく、巧妙な手段を弄する濫用的買収を適切に防止し、確実に株主共同の利益の向上が実現できるものと判断します。

なお、本基本方針の手の運用及び対抗策の発動に関する審議において、特別委員会の委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、金融機関など第三者専門家の助言を受けることができるほか、特別委員会の招集権は当社代表取締役のほか各委員も有するとすることで同委員会の招集を確実なものとするなど、本基本方針の手の適正性を確保するように配慮しております。

さらに、当社取締役会による対抗策の発動決定の前にはすでに行為者が議決権の過半数を、公開買付開始公告その他の適切な方法により買付けを公表したうえで獲得した場合のように、当社株主の皆様が意思が明白な場合は対抗策を発動しないなど、本基本方針の合理性を高めるための工夫を講じています。また、本基本方針は毎年の定時株主総会の終結の時までを有効期限とし、当該定時株主総会において株主の皆様が承認を得ることを本基本方針の継続の条件としていますので、株主の皆様は本基本方針の適正性につき判断することができるほか、株主の皆様が総体的意思または取締役会の意思により、いつでも本基本方針の見直し、廃止ができるような工夫がなされています。

また、当社は取締役の解任要件を加重しておりません。

### ・ 行為者出現時の手続

行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知したとき、当社は速やかにその旨の情報開示をするとともに、行為者に対して、まず事前遵守ルールの遵守を求めます。その上で、当社取締役会は、特別委員会の審議・勧告をふまえて、対抗策の発動を決定することができます。

すなわち、行為者が現れた場合、特別委員会は、行為者による買収行為について、事前遵守ルールを守っているかを含む評価基準のすべてを満たすか否かを評価します。そのうえで、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、特別委員会は、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限り、）。当社取締役会は、かかる特別委員会の審議・勧告がなされた場合に限り、所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができます。

当社取締役会が対抗策の発動または不発動を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

当社取締役会において対抗策の発動が決定された場合、当社取締役会は、当社取締役会が定める基準日現在の株主の皆様に対して、当社普通株式1株につき1個の新株予約権無償割当ての決議を行います。各新株予約権の目的である株式の数は、原則として1株としますが、新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において決定します。

また、対抗策の発動後の行為者の対応によっては、当社取締役会は、再度、上記(1)<事前遵守ルール>口及び八並びに(2)に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、その時点で採り得る必要かつ適正な対抗策を講じます。

なお、当社取締役会は対抗策の発動の決定後であっても行為者との十分な議論が尽くされる等、対抗策の発動が不必要と判断するに至った場合は、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止します。かかる撤回または中止を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

また、特別委員会も、同様の状況になった場合に、当社取締役会に対抗策の発動の撤回または中止を勧告することができます。

#### ・株主・投資者の皆様にご与える影響

当社が導入した本基本方針は、導入時点においては、新株予約権の発行が行われませんので、株主の皆様のご権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

これに対し、対抗策の発動時においては、対抗策の発動に伴い発行する新株予約権が発行決定時に別途設定する基準日における株主の皆様に対して割当てられることとなります。行為者以外の株主の皆様は予約権を行使（新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において行使金額その他の条件を決定しますが、原則として新株予約権1個につき行使金額1円を想定しております）。

なお、当社が新株予約権を当社の株式等<sup>9</sup>と引換えに取得することができることと定められた場合において、当社が当該取得の採り、新株予約権の取得の対価として取得の対象として決定された新株予約権を保有する株主に当社株式等を交付する場合には、当該株主は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式等を受領することになります。）し、当社新株を取得できます。また、対抗策を発動する場合には、適時かつ適切に情報開示を行う等しますので、行為者を含む当社株主や投資家の皆様及びその他の関係者に不測の損害を与える要素はないものと考えます。

なお、当社は、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ受当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を受当なものとして判断した場合）または、行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止し、また、新株予約権無償割当ての効力発生日以降においては当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することがあります。

これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じ得ることを前提にして売付等を行った株主または投資家の皆様は、期待どおりの株価の変動が生じないことにより不測の損害を被る可能性があります。

本基本方針の詳細については、当社ウェブサイト（<http://www.almedio.co.jp/>）の平成23年5月16日付IRニュース「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針（中期経営計画への取組みと買収防衛策）の継続についてのお知らせ」に掲載されておりますのでご参照ください。

<sup>9</sup>会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式等をいいます。

#### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は30百万円であります。

なお、第1四半期報告書（第32期第1四半期）に記載のとおり、その他事業として新規事業分野への進出を視野に機能性炭素材（多孔質炭素材）に関する基礎研究ならびに実験試作等に着手しており、現在この研究はパイロットプラントによる実証実験の段階にあります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,900,000
計	20,900,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,225,000	5,225,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株であります。
計	5,225,000	5,225,000		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日		5,225		918,200		871,580

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 455,300		単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,768,800	47,688	同上
単元未満株式	普通株式 900		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,225,000		
総株主の議決権		47,688	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、「議決権の数」の欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

2 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式が12株含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アルメディオ	東京都東村山市栄町 2 - 32 - 13	455,300		455,300	8.71
計		455,300		455,300	8.71

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、清和監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,876,186	1,766,102
受取手形及び売掛金	513,598	501,439
商品及び製品	82,355	92,781
仕掛品	87,825	71,561
原材料及び貯蔵品	138,226	144,350
その他	87,196	98,035
貸倒引当金	1,000	2,874
流動資産合計	2,784,388	2,671,396
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,344,653	1,344,123
その他(純額)	507,580	512,315
有形固定資産合計	1,852,234	1,856,439
無形固定資産		
のれん	317,940	238,455
その他	17,468	14,046
無形固定資産合計	335,409	252,502
投資その他の資産	273,616	291,672
固定資産合計	2,461,259	2,400,613
資産合計	5,245,648	5,072,009

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	142,110	122,458
短期借入金	17,000	90,160
未払法人税等	6,416	4,197
賞与引当金	64,375	34,417
その他	103,157	146,136
流動負債合計	333,059	397,370
固定負債		
退職給付引当金	281,643	242,775
その他	47,445	16,080
固定負債合計	329,088	258,855
負債合計	662,147	656,226
純資産の部		
株主資本		
資本金	918,200	918,200
資本剰余金	871,580	871,580
利益剰余金	3,169,647	3,010,504
自己株式	362,818	362,837
株主資本合計	4,596,608	4,437,447
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,036	706
為替換算調整勘定	16,145	20,957
その他の包括利益累計額合計	13,108	21,663
純資産合計	4,583,500	4,415,783
負債純資産合計	5,245,648	5,072,009

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	1,921,432	1,671,562
売上原価	1,182,550	1,196,882
売上総利益	738,882	474,680
販売費及び一般管理費	683,105	694,619
営業利益又は営業損失( )	55,777	219,939
営業外収益		
受取利息	3,161	2,354
受取配当金	1,279	1,293
作業くず売却益	1,885	2,126
保険返戻金	2,878	740
その他	2,056	1,722
営業外収益合計	11,260	8,237
営業外費用		
支払利息	443	1,322
為替差損	8,577	8,344
その他	359	249
営業外費用合計	9,380	9,916
経常利益又は経常損失( )	57,657	221,618
特別利益		
固定資産売却益	-	0
貸倒引当金戻入額	7,329	3,711
投資有価証券売却益	-	1,590
退職給付制度改定益	-	47,982
特別利益合計	7,329	53,283
特別損失		
固定資産除却損	1,170	6,763
投資有価証券評価損	4,453	-
減損損失	1,601	-
特別損失合計	7,225	6,763
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	57,761	175,097
法人税、住民税及び事業税	3,030	7,096
法人税等調整額	32,055	70,748
法人税等合計	35,085	63,652
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失( )	22,675	111,445
少数株主利益	-	-
四半期純利益又は四半期純損失( )	22,675	111,445

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	22,675	111,445
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,996	3,743
為替換算調整勘定	13,820	4,811
その他の包括利益合計	11,823	8,554
四半期包括利益	10,852	120,000
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	10,852	120,000
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
<p>(会計上の見積りの変更)</p> <p>当社の退職給付制度は、退職金制度の一部について適格退職年金制度を採用し、残額については退職一時金を充当しておりましたが、平成23年10月1日付で、適格退職年金制度を廃止し、その一部を確定拠出年金制度へ移行いたしました。</p> <p>また、当社はこの制度移行に伴い、現在の従業員規模では、原則法によると合理的に退職給付債務の見積りを行うことが困難となったため、退職給付債務の算定方法を原則法から簡便法に変更いたしました。</p> <p>この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用し、当第3四半期連結会計期間において47,982千円の特別利益を計上いたしました。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
<p>第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
投資その他の資産	18,006千円	14,295千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	62,938千円	50,487千円
のれんの償却額	79,485 "	79,485 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	23,929	5	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年11月2日 取締役会	普通株式	利益剰余金	23,928	5	平成22年9月30日	平成22年11月26日

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	23,848	5	平成23年3月31日	平成23年6月27日
平成23年11月2日 取締役会	普通株式	利益剰余金	23,848	5	平成23年9月30日	平成23年11月25日

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	テストメディア 事業	クリエイティブ メディア 事業	断熱材事業	その他事業	
売上高					
外部顧客への売上高	860,532	861,618	198,226	1,056	1,921,432
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	860,532	861,618	198,226	1,056	1,921,432
セグメント利益又は損失( )	382,985	74,329	5,449	49,640	413,124

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	413,124
全社費用(注)	357,346
四半期連結損益計算書の営業利益	55,777

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	テストメディア 事業	クリエイティブ メディア 事業	断熱材事業	その他事業	
売上高					
外部顧客への売上高	438,282	759,972	470,185	3,121	1,671,562
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	438,282	759,972	470,185	3,121	1,671,562
セグメント利益又は損失( )	63,874	23,986	84,864	64,449	108,275

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	108,275
全社費用(注)	328,215
四半期連結損益計算書の営業損失( )	219,939

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失( )	4円74銭	23円37銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	22,675	111,445
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失( )(千円)	22,675	111,445
普通株式の期中平均株式数(株)	4,782,405	4,769,694

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第32期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)中間配当については、平成23年11月2日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当の総額	23,848千円
1株当たり中間配当金	5円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年11月25日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月14日

株式会社アルメディオ  
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笥 悦 生 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木 村 喬 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルメディオの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルメディオ及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。